

花巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年11月25日

花巻市監査委員 阿部 一男  
同 萬 久也

## 別紙

### 令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果

#### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市が公の施設の管理を行わせている団体の令和元年度の出納その他の事務執行で施設の管理に係るものを監査対象とした。

#### 2 監査の対象、指定管理業務の名称及び所管課

- (1) 〔対象団体〕 矢沢地域振興会  
〔指定管理業務名〕 令和元年度矢沢振興センター指定管理業務  
〔所管課名〕 地域振興部地域づくり課地域支援室
- (2) 〔対象団体〕 内川目コミュニティ会議  
〔指定管理業務名〕 令和元年度内川目振興センター（内川目農村環境改善センター）指定管理業務  
〔所管課名〕 大迫総合支所地域振興課地域支援室
- (3) 〔対象団体〕 新堀地区コミュニティ会議  
〔指定管理業務名〕 令和元年度新堀振興センター指定管理業務  
〔所管課名〕 石鳥谷総合支所地域振興課地域支援室
- (4) 〔対象団体〕 明日の小山田を考える会  
〔指定管理業務名〕 令和元年度小山田振興センター（東和高齢者コミュニティセンター）指定管理業務  
〔所管課名〕 東和総合支所地域振興課地域支援室

#### 3 監査の内容

指定管理者の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令及び協定書等に従って執行されているか。また、出納事務は計数に誤りがなく関係規定に沿って適正に処理されているかを検証し、当該指定管理の目的を達成しているかの確認を主眼に置き実施した。

#### 4 監査方針及び監査手法

指定管理対象経費の内訳について、不正や誤謬の発生頻度が高い相対的危険性の大きなものを重点に監査を実施した。

#### 5 監査実施期日

令和2年10月1日

#### 6 監査の結果

指定管理業務にかかる事務事業は、指定管理の目的の趣旨に沿い、関係法令、

協定書等及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

**【意見・要望】**

花巻市振興センターの管理は、平成 23 年度より指定管理として地元住民で組織された団体に委ねられている。令和 2 年度は指定管理期間の最終年を迎えるところであるが、基本協定書、年度協定書を順守いただくとともに、施設の設置目的、指定管理制度の意義に沿うことにより住民福祉のさらなる向上が図られるよう要望するものである。